

起業を応援するインキュベーション施設の 優れた運営計画を認定・補助します！ ～令和4年度の募集を開始～

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」といいます。）は、都内開業率を上昇させるという政策目標達成に向け、2015年度から、東京都では「インキュベーション施設運営計画認定事業」、公社では「インキュベーション施設整備・運営費補助事業」を実施しております（事業概要は以下のHPをご参照ください。）。

両事業の申請受付等下記の日程で行います。なお、申請受付は事前予約制となっておりますので、ご注意ください。

インキュベーション施設運営計画認定事業HP <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/incu/>
インキュベーション施設整備・運営費補助事業HP <https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei-incu/>

<事業スケジュール（令和4年度予定）>

(※) 申請受付は同一会場で実施予定

日程	認定事業（東京都）	補助事業（公社）
5月31日(火)～6月30日(木)	質問票提出受付期間	
6月16日(木)～6月30日(木)	申請予約受付(事前予約期間)	
7月7日(木)～7月15日(金)	申請受付(事前予約制)(※)	
7月下旬～10月上旬	書類審査・現地調査	
11月上旬	面接審査	—
11月	総合審査	総合審査
12月初旬	認定決定	—
1月上旬	—	交付決定

<申請受付の事前予約について>

インキュベーション施設整備・運営費補助事業合わせて東京都が受付

申請予約受付期間：令和4年6月16日（木）～6月30日（木）

申請予約受付時間：平日の9時～12時、13時～17時

予約受付TEL：03-5320-4889（東京都産業労働局商工部創業支援課）

お電話にて、「企業名、インキュベーション施設の名称・場所、担当者名、連絡先」をお伝えください。

問い合わせ先

（認定事業に関すること）

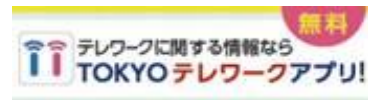
産業労働局 商工部 創業支援課

電話 03-5320-4889

（補助事業に関すること）

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課

電話 03-5220-1142



<認定区分及び必須要件>

認定区分	必須要件
<p>一般向け インキュベーション施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月1日時点で事業開始している施設 ○ オフィススペース(個別の貸事務室、コワーキングスペース、ブース席、会議室、イベントスペース等)として供する面積の合計が100㎡以上(内法)であること ○ 創業前又は創業5年未満の入居者が常時入居することを前提としていること ○ IM(インキュベーションマネージャー)の配置が具体的に計画されていること ○ 施設としてのレベルアップの工事計画を有すること
<p>託児付き インキュベーション施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月1日時点で事業開始している施設 ○ オフィススペース(個別の貸事務室、コワーキングスペース、ブース席、会議室、イベントスペース等)として供する面積の合計が50㎡以上(内法)であること ○ 子育て中の方でも利用できるように、託児スペース等を有すること ○ 主に子育て中の方で、創業前又は創業5年未満の入居者が常時入居することを前提としていること ○ 子育て中の方を主な対象としたインキュベーション施設であることを明示し、子育て中の起業家の積極的な利用に繋がるよう努めること ○ IM(インキュベーションマネージャー)の配置が具体的に計画されていること ○ 施設としてのレベルアップの工事計画を有すること
<p>分野特化型 インキュベーション施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分野特化型インキュベーション施設であることを明示し、創業前又はその分野の創業5年未満の入居者が常時入居することを前提としていること ○ 分野特化の専門的な設備を有すること ○ オフィススペース(個別の貸事務室、コワーキングスペース、ブース席、会議室、イベントスペース等)として供する面積の合計が50㎡以上(内法)であること ○ 分野特化の支援ができるIM(インキュベーションマネージャー)の配置が具体的に計画されていること ○ 施設としてのレベルアップの工事計画又は新設工事計画を有すること
<p>各認定区分 共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者に創業支援の実績が1年以上あること (※過去1年間以上の、広く不特定多数の起業予定者等に対する創業支援実績であり、特定の事業に限定した支援や連携・協力事業者への支援は創業支援実績には含みません。) ○ 資金調達・人材確保・事業化支援の相談体制が具体的に計画されていること ○ 暴力団関係者の入居を排除していること ○ 関係法令を遵守した施設であること